

## ●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年9月6日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県立ミュージアム	平成28年4月22日
水資源対策課	平成28年6月2日
情報政策課	〃
統計調査課	〃
男女参画・県民活動課	平成28年6月3日
文化芸術局	〃
東京事務所	平成28年6月10日
自治振興課	平成28年6月20日
政策課	平成28年7月22日
地域活力推進課	〃
予算課	〃
小豆総合事務所	平成28年7月27日
東山魁夷せとうち美術館	平成28年8月25日
漆芸研究所	〃

#### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

##### (1) 指摘事項

該当事項なし

##### (2) 指導注意事項

###### ア 収入について

(ア) 香川県美術展覧会出品料の現金領収書について、無効とした領収書の一部が保管されていないかった。(県立ミュージアム)

(イ) 行政財産使用許可に係る使用料の納入通知について、納期限の10日前までに納入者に到着していないものがあった。(男女参画・県民活動課)

###### イ 支出について

(ア) 自家用車を利用した県内出張について、旅費が支給されていないものがあった。(情報

政策課)

(イ) 資金前渡により支出した送料について、前渡金精算書が作成されていなかった。(地域活力推進課)

(ウ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力を誤ったため、過大に支給しているものがあった。(予算課)

ウ 物品について

(ア) 貸し付けた備品の管理状況を貸付先に報告させておらず、実地調査もしていなかった。また、不用品決定伺兼廃棄処分伺書について、払出出納通知済の確認をした旨の押印がなされていなかった。備品の管理は適切に行う必要がある。(東京事務所)

(イ) 選挙管理委員会で使用する公印について、現物の数量と備品台帳に登録されている数量が異なっていた。また、鍵のかかる公印箱等に保管されていなかった。(自治振興課)

(3) 検討指示事項

価格等が不明な収蔵品について、必要に応じて評価を行い、備品として管理するなど、その管理方法を検討する必要がある。(漆芸研究所)